

質疑・回答書

No1

告示番号	179	件 名	豊中市立障害福祉センター及び(仮称)児童発達支援センター整備工事
No	質疑事項	回 答	
1	A-9石綿含有成型板撤去工事は、成型板のみでしょうか。下地材も石綿含有材として撤去処分を行うのでしょうか。	図面番号A-9記載の石綿含有成型板撤去工事については、下地材に付着した石綿含有成型板の残材が除去できない場合は、下地材も石綿含有産業廃棄物として適正処理するものとします。	
2	浴室とトイレは、防水不要と考えてよろしいでしょうか。	図面番号A-13、14、15、16、18、20記載のとおり、浴室とトイレは防水不要とします。	
3	1階遊戯室の緞帳と2階カフェのプロジェクター本体は別途でよろしいでしょうか。	図面番号A-14、16記載のとおり、緞帳とプロジェクター下地補強金物は、建築工事(本工事)とし、プロジェクター本体は別途(本工事対象外)とします。	
4	A-12仮設配置図の25tラフタークレーン(設備工事)と記載されていますが、建築の揚重作業は設備工事のクレーンを無償提供と考えてよろしいのでしょうか。	設備工事のクレーンは無償提供ではありません。建築工事(本工事)の揚重作業は施設内の階段及びエレベーターを想定しています。ただし、エレベーターの耐震改修工事(別途工事)があるため、工事期間中に4ヶ月程度、エレベーターが使用できない期間があります。なお、当該期間の揚重は、施工各受注者で検討することとし、揚重にかかる費用は本工事に含むものとします。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

No2

告示番号	179	件 名	豊中市立障害福祉センター及び(仮称)児童発達支援センター整備工事
No	質疑事項		回 答
5	工事期間中は、施設は閉館で備品等荷物の移動は完了していると考えてよろしいでしょうか。		工事期間中は、施設は全館閉館とし、備品等荷物の移動は完了しているものとします。
6			
7			

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp